

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 3 月定例会 議案

## 議 案 名

議案第 1 1 号	平成 2 7 年度上尾市教育行政重点施策の策定について---	1
議案第 1 2 号	上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について-----	2
議案第 1 3 号	上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について-----	4
議案第 1 4 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について-----	6
議案第 1 5 号	上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について-----	1 0
議案第 1 6 号	上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について-----	1 1
議案第 1 7 号	上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について-----	1 2
議案第 1 8 号	上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について---	2 0
議案第 1 9 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について-----	2 1
議案第 2 0 号	上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について-----	2 4

議案第 11 号

平成 27 年度上尾市教育行政重点施策の策定について  
平成 27 年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり策定する。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

記

別紙「平成 27 年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画（平成 23 年 3 月 24 日上尾市教育委員会策定）の実効性をより高めていくため、平成 27 年度上尾市教育行政重点施策を策定したいので、この案を提出する。

## 議案第 1 2 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 小学校の表大谷小の項中「今泉（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾平方線南側）、川（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾平方線南側、上尾平方線北側）」を「今泉（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線南側）、川（市道第 2 0 5 9 4 号線東側で、上尾都市計画道路上尾平方線南側、上尾都市計画道路上尾平方線北側）」に改め、同表大石小の項中「、浅間台三丁目（1 5 番地、2 3 番地、2 4 番地を除く。）」を「、浅間台三丁目（2 番地から 1 0 番地まで、1 7 番地から 2 1 番地まで、3 1 番地から 3 5 番地まで）」に、「、今泉後（小敷谷吉田通線北側で、市道第 2 0 3 6 5 号線東側）及び弁財下を除く。）、三井区（小敷谷吉田通線北側）」を「、上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側を除く。）、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側）」に改め、同表今泉小の項中「上尾平方線南側、上尾平方線北側」を「上尾都市計画道路上尾平方線南側、上尾都市計画道路上尾平方線北側」に改め、同表西小の項中「、小泉（今泉後（市道第 2 0 3 6 5 号線の東側）、弁財下）、三井区（小敷谷吉田通線南側）」を「、小泉（上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図で表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線南側）」に、「浅間台三丁目のうち 1 5 番地、2 3 番地及び 2 4 番地」を「浅間台三丁目 1 番地、1 1 番地から 1 6 番地まで、2 2 番地から 3 0 番地

まで」に改める。

別表第 2 J 区域の項当該調整区域の範囲の欄を次のように改める。

浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目 2 番地から 10 番地まで、17 番地から 21 番地まで、31 番地から 35 番地まで、大字小泉字宮山、大字小泉のうち上尾都市計画道路上尾池袋線東側で鴨川西側並びに上尾都市計画事業小泉土地区画整理事業設計図に表示する区 8 - 6 号線及び区 8 - 7 号線南側を除く区域、三井区（上尾都市計画道路小敷谷吉田通線北側に限る。）
--

別表第 2（注）を削る。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、大字小泉及び浅間台三丁目の一部区域における通学区域の指定変更をするため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第 1 3 号

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

(上尾市社会教育指導員設置規則の一部改正)

第 1 条 上尾市社会教育指導員設置規則(昭和 4 9 年上尾市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「又は公民館長(次条第 1 項において「課長等」という。)」を削る。

第 8 条第 1 項中「課長等」を「教育総務部生涯学習課長」に改める。

(上尾市公民館運営審議会規則の一部改正)

第 2 条 上尾市公民館運営審議会規則(昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「上尾市立公民館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ」を「社会教育法(昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号)第 2 9 条第 2 項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。

【 白紙 】

議案第 1 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(上尾市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会会議規則(昭和 6 0 年上尾市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

「第 3 章 委員長等の選挙等(第 4 条・第 5 条)	
目次中 第 4 章 会議(第 6 条—第 1 8 条)	を 「第 3 章
第 5 章 補則(第 1 9 条)	第 4 章

会議(第 4 条—第 1 5 条)  
補則(第 1 6 条) 」に改める。

第 2 条第 2 項ただし書中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 臨時会は、法第 1 4 条第 2 項に規定する場合のほか、教育長が必要と認めたとときに招集する。

第 3 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 6 条を第 4 条とする。

第 7 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 1 0 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 1 1 条中「第 1 3 条第 6 項ただし書」を「第 1 4 条第 7 項ただし書」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 9 条とする。



第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第1項本文中「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「、委員長の承認を得て」を削り、同条を第13条とする。

第16条第1項中ただし書を削り、同条を第14条とする。

第17条第1項第8号中「選挙のてんまつ及び当選者の氏名、」を削り、「委員長」を「教育長」に改め、同項第9号中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「教育長の推薦する者を指名して」を「指名し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会議録は、公表する。

第17条を第15条とする。

第4章を第3章とする。

第5章中第18条を第16条とする。

第5章を第4章とする。

(上尾市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 上尾市教育委員会公印規則(昭和62年上尾市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の2職印の表埼玉県上尾市教育委員会委員長印の項及び埼玉県上尾市教育委員会委員長職務代理者印の項を削る。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第3条 上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

(上尾市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 上尾市教育委員会傍聴人規則(平成13年上尾市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第3項、第3条第6号並びに第4条第4号及び第8号中「委員長」

を「教育長」に改める。

第5条中「第13条第6項ただし書」を「第14条第7項ただし書」に改める。

第6条（見出しを含む。）、第7条及び第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

（上尾市教育委員会公告式規則の一部改正）

第5条 上尾市教育委員会公告式規則（平成20年上尾市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長名」に、「委員長印」を「教育長印」に改める。

（上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第6条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条第1項中「第13条第2項ただし書」を「第14条第3項ただし書」に改める。

第5条中「教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない」を「教育長は、教育委員会の会議にこれを報告し、その承認を得なければならない」に改める。

（上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の一部改正）

第7条 上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則（平成26年上尾市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6号」を「第21条第6号」に改める。

（上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の廃止）

第8条 上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則（平成5年上尾市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正後の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正後の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正後の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正後の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の上尾市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の上尾市教育委員会公印規則、第3条の規定による改正前の上尾市教育委員会事務局組織規則、第4条の規定による改正前の上尾市教育委員会傍聴人規則、第5条の規定による改正前の上尾市教育委員会公告式規則、第6条の規定による改正前の上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び第7条の規定による改正前の上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則並びに第8条の規定による廃止前の上尾市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有する。

#### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により新たな教育委員会制度が開始されることから、関係する規則について改正する必要があるので、この案を提出する。

## 議案第 15 号

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則

上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成 13 年上尾市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4 人」を「5 人」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

教育相談員の定数を 4 人以内から 5 人以内へと増員したいので、この案を提出する。

## 議案第 16 号

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市社会教育委員会議運営規則の一部を改正する規則

上尾市社会教育委員会議運営規則（平成 26 年上尾市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「議長」に改める。

第 5 条中「教育長が」を「議長が会議に諮って」に改める。

附 則

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、改正後の上尾市社会教育委員会議運営規則の規定は適用せず、改正前の上尾市社会教育委員会議運営規則の規定は、なおその効力を有する。

## 提案理由

社会教育法の一部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則の制定について  
上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 27 年上尾市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、この規則に定めるもののほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 2 項前段に規定する教育委員会規則で定める額等)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項前段に規定する教育委員会規則で定める額は、別表に定める額とする。

2 条例第 3 条第 2 項後段の規定による日割計算は、20 日を基礎として特定教育・保育（教育に限る。以下同じ。）又は特別利用教育を受けた日数に応じ、これを行うものとする。

(減免の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、上尾市立幼稚園の利用者負担額（条例第 1 条に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする支給認定保護者は、上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）申請書（第 1 号様式）により、教育委員会に申請をしなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることを決定したときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免（徴収猶予）決定通知書（第 2 号

様式)により、利用者負担額の減免をし、又は徴収の猶予をすることが不  
適当であると認めるときは上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)  
不承認通知書(第3号様式)により、当該支給認定保護者に通知するもの  
とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別  
に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

別表（第3条関係）

階層	支給認定保護者の区分	利用者負担額
A	<p>(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者</p> <p>ア 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）である支給認定保護者</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている支給認定保護者</p> <p>(2) 特別利用教育のあった月において、前号ア若しくはイに規定する支給認定保護者又は里親である支給認定保護者</p>	0円
B	<p>(1) 特定教育・保育のあった月において、次のア又はイのいずれかに該当する者（A階層に該当する者を除く。）</p> <p>ア 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の所得割を課されない者（地方税法第323条の規定により当該所得割を免除された者を含む。）である場合における当該支給認定保護者</p> <p>イ 養育里親等（養育里親、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）である支給認定保護者</p> <p>(2) 特別利用教育のあった月において、前号アに規定する支給認定保護者（A階層に該当する者を除く。）</p>	3,000円
C	A階層及びB階層に該当する者以外の支給認定保護者	7,500円

備考

- 市町村民税の非課税又は課税の判定及び所得割の額を算定する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8及び第314条の



- 9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育又は特別利用教育のあった月において生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条各号に定める者に該当する場合における当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表Bの項中「3,000円」とあるのは、「0円」とする。
- 3 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条第1項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 子ども・子育て支援法施行令第14条第1号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定保護者の区分に応じたこの表に定める利用者負担額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 子ども・子育て支援法施行令第14条第2号イからハマまでに掲げる支給認定子ども 0円
- 4 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育又は特別利用教育のあった月の属する年度（4月から8月までにあつては、前年度）分の市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者である場合における当該支給認定保護者にあつては、当該支給認定保護者の属する世帯の収入等の状況を総合的に勘案し、この表のA階層からC階層までのいずれかに区分して、この表を適用するものとする。

第1号様式(第4条関係)

上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)申請書

(宛先)

上尾市教育委員会

次のとおり上尾市立幼稚園利用者負担額の減免(徴収猶予)を申請します。

		申請年月日	年 月 日
園児名		クラス名	
園児の生年月日	年 月 日	入園年月	年 月 日
園児の現住所	上尾市		
保護者の氏名			
保護者の住所が上尾市外の方はその住所	住所( 年1月1日現在の住所)	上尾市への転入年月日	
		年 月 日	
園児の属する世帯の状況(園児と生計を共にしている者全員を記入してください。本人は除く。)			
氏名	園児との続柄	生年月日	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	
		年 月 日 (満 歳)	

申請理由	
------	--



第3号様式(第4条関係)

上尾市立幼稚園利用者負担額減免(徴収猶予)不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

上尾市教育委員会 印

上尾市立幼稚園利用者負担額の減免(徴収猶予)申請は、下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。

園児名	
不承認理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問い合わせ先

上尾市本町三丁目1番1号

上尾市教育委員会

教委育総務部教育総務課 庶務・財務担当

電話 048-775-9469

#### 提案理由

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例第3条第2項に規定する上尾市立幼稚園の利用者負担額を定め、及び子ども・子育て支援法等の規定に基づく所要の規定を整備するため、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成 20 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中

「

4	公民館長 教育センター所長 中学校共同調理場所長	当該教育機関が所属する課の長
5	主席主幹以下の職にある公民館、教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長

を

」

「

4	教育センター所長 中学校共同調理場所長 公民館の職員	当該教育機関が所属する課の長
5	主席主幹以下の職にある教育センター又は中学校給食共同調理場の職員	所属する当該教育機関の長

に

」

改める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。

## 議案第19号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、図書館長及び図書館次長並びに公民館長」を「並びに図書館長及び図書館次長」に改める。

第6条の表公民館長、教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長の項中「公民館長、」を削る。

第14条の見出し中「公民館長等」を「教育センター所長等」に改め、同条中「公民館長、」を削る。

別表第2教育総務部教育総務課の表中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、同表3の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号ア中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号イ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号ウ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号エ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号オ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号カ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号ウ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号エ中「副主幹」を「公民館長及び副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同項第12号イ中「、主幹及び公民館長」を「及び主幹」に改め、同号ウ中「副主幹」を「公民館長及び

副主幹」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第11号とし、同項を同表4の項とし、同表中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市立幼稚園の利用者負担額を徴収し、減額若しくは免除し、又は徴収の猶予をすること。				○
---	------------------------------------	--	--	--	--	---

別表第2教育総務部生涯学習課の表1の項を次のように改める。

1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	(1) 上尾市立公民館の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
		(2) 上尾市ギャラリーの使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○

別表第2教育総務部生涯学習課の表2の項に次の3号を加える。

(6)	上尾市立公民館の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
(7)	上尾市立公民館の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。				○
(8)	上尾市立公民館集会室兼体育室を体育室として個人に開放する日を決定すること。				○

別表第2教育総務部生涯学習課の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を4の項とする。

別表第4の1の項から3の項までの規定中「公民館長、」を削り、同表中4の項を削り、5の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5	平方幼稚園長	上尾市立平方幼稚園の入園を許可すること。
---	--------	----------------------

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正前の別表第2教育総務部教育総務課の表3の項第1号の規定は、なおその効力を有



する。

#### 提案理由

新教育委員会制度が開始及び上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第12号）の施行並びに上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。

## 議案第 20 号

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則を次のように  
定める。

平成 27 年 3 月 30 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成 13 年  
上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表備考 1 中「当該機関の長」の次に「（公民館長を除く。備考 2  
において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、  
この案を提出する。